○国土交通省令第三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（設置基準）

第七十九条　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

イ　（略）

ロ　着陸帯

コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。

コード番号	一	二	三	四
（略）				
滑走路の縦方向の中心線から着陸帯の長辺までの距離	（略）			
	非計器着陸用滑走路	三〇メートル以上	四〇メートル以上	五五メートル以上	七五メートル以上
（略）				

ハ・ニ　（略）

改正前

（設置基準）

第七十九条　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

イ　（略）

ロ　着陸帯

コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。

コード番号	一	二	三	四
（略）				
滑走路の縦方向の中心線から着陸帯の長辺までの距離	（略）			
	非計器着陸用滑走路	三〇メートル以上	四〇メートル以上	七五メートル以上	七五メートル以上
（略）				

ハ・ニ　（略）

四～十六　（略）

十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	滑走路中心線標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	陸上空港等の滑走路	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
		滑走路の縦方向の中心線			滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端			滑走路進入端から六メートルの場所
滑走路					

四～十六　（略）

十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	滑走路中心線標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	陸上空港等の滑走路	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
		滑走路の縦方向の中心線			滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端		陸上空港等の計器着陸用滑走路	滑走路進入端から六メートルの場所
滑走路					

			（略）
		移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端
			陸上空港等の滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）
			滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
	（略）		

十八　（略）

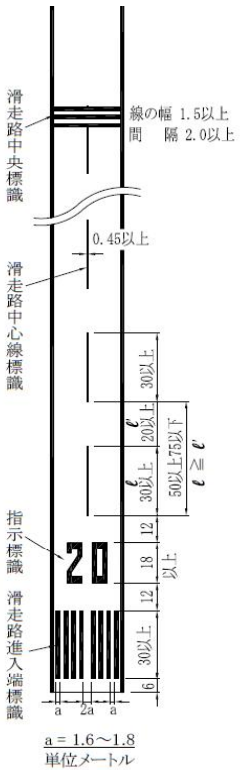
２・３　（略）

別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



			（略）
		移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端
			陸上空港等の計器着陸用滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）
			滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
	（略）		

十八　（略）

２・３　（略）

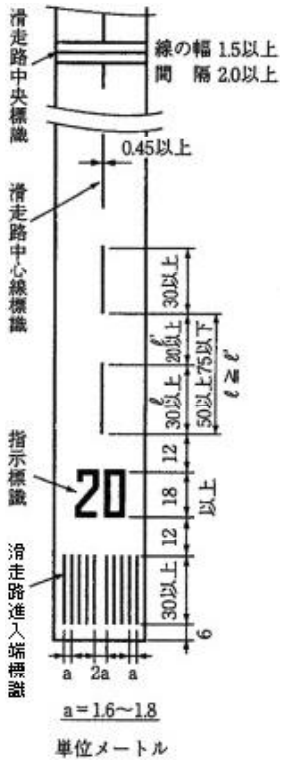
別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

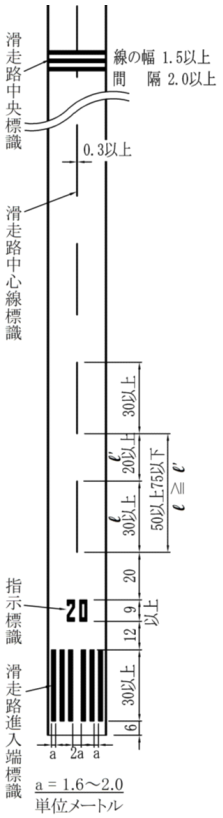
３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　計器着陸用滑走路の場合

イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



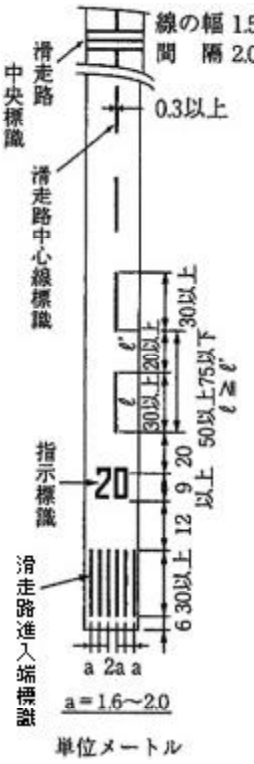
二　幅が三十メートル未満の滑走路の場合



備考

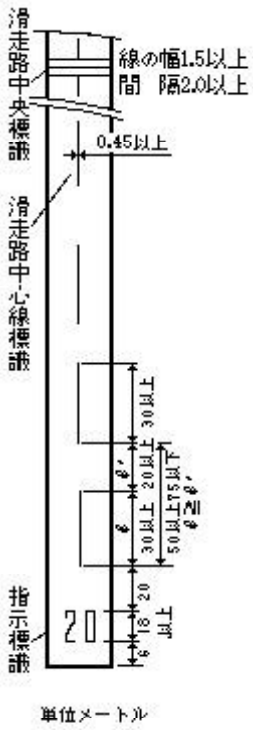
一～七　（略）

ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合

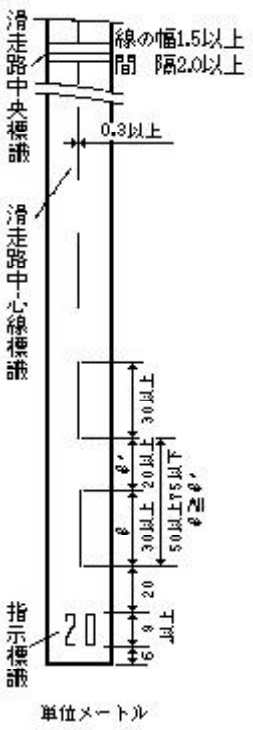


二　非計器着陸用滑走路の場合

イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合



備考

一～七　（略）

八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十五メートル	十本
三十メートル	八本
二十三メートル又は二十五メートル	六本
十八メートル	四本

4～11　（略）

12　誘導路縁標識

一　舗装された誘導路の場合

八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十メートル	八本
二十五メートル	六本
十五メートル	四本

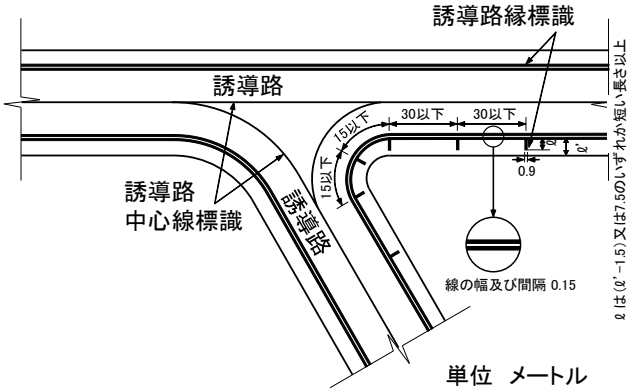
4～11　（略）

12　誘導路縁標識

一　舗装された誘導路の場合

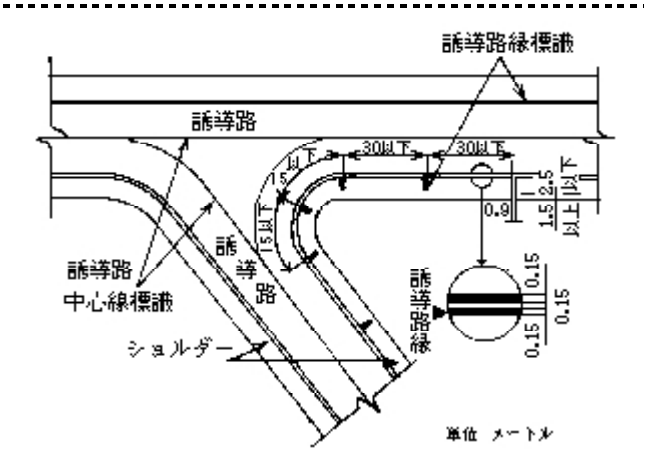
13 二 備考 （略）

（略）



13 二 備考 （略）

（略）



附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する滑走路に係る滑走路進入端標識については、この省令の施行後当該滑走路に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、この省令による改正後の航空法施行規則第七十九条第一項第十七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。